

宮前区PRキャラクターの適正利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮前区PRキャラクターを活用する事業等において、区の魅力発信、イメージアップの観点から適正な利用を確保するために必要な手続等を定めることを目的とする。

(区PRキャラクター)

第2条 区PRキャラクターは、『宮前兄妹』及び『カッチャン』をいう。

(対象事業等)

第3条 対象となる事業等は、市が実施する事業及び原則として宮前区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が広く区民を対象に区PRキャラクターを活用し実施する事業で、区のイメージアップにつながると認められる事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外する。

- (1) 特定の個人を対象とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とするもの
- (4) 区の名誉を傷つけ、または信用を失墜するもの
- (5) その他区長が不相当と認めたもの

(支援)

第4条 区長は前条の事業に対して、次の支援を行うことができる。

- (1) 「区PRキャラクター利用事業」の名義使用
- (2) 区PRキャラクターデータの使用
- (3) 区PRキャラクター着ぐるみ借用権の付与
- (4) 区の広報媒体で事業のPRを実施

(利用申請)

第5条 第3条の事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、宮前区PRキャラクター利用申請書（様式第1号）に区長が必要と認める書類を添えて区長に提出するものとする。

(承認・不承認の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、区PRキャラクターの利用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定による決定をしたときは、区PRキャラクター利用承認（不承認）通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

(状況報告)

第7条 区長は、区PRキャラクターの適正な利用を期するため、必要があるときは申請者に対して利用状況の報告を求めることができる。

(実施報告)

第8条 申請者は、事業が終了したときは、速やかに宮前区PRキャラクター利用報告書(様式第3号)に区長が必要と認める書類を添えて区長に提出しなければならない。

(利用期間)

第9条 利用期間は、最長でも申請日の属する年度の末日までとし、これを越えて利用する場合は再度申請するものとする。

(その他)

第10条 その他、この要綱に定めのない事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

<p>宮前区PRキャラクター利用申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 宮前区長 あて</p> <p style="text-align: center;">(申請者) 住 所</p> <p style="text-align: center;">団 体 等 名</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p>宮前区PRキャラクターを利用して、次の事業を実施したいので申請します。</p>	
事業等の名称	
実施期日・期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
事業実施場所	
事業等の概要	《 <input type="checkbox"/> 新規事業・ <input type="checkbox"/> 既存事業 》
事業等の対象者 参加予定者数・料金	人 / <input type="checkbox"/> 有料 (円) ・ <input type="checkbox"/> 無料
他の共催・後援予定者	
担当者連絡先	住 所 氏 名 電話番号 Eメール
団体等ホームページURL	
支援希望項目	<input type="checkbox"/> 区PRキャラクター利用事業の名義使用 <input type="checkbox"/> 区PRキャラクター『宮前兄妹』・『カッチャン』データの使用 <input type="checkbox"/> 区PRキャラクター『宮前兄妹』・『カッチャン』着ぐるみの貸出※ <input type="checkbox"/> 広報支援（宮前区ホームページ等への掲載）

※ 既存事業については前回のチラシ、新規事業については事業計画書や団体等の規約・会則
その他これに類するものなどを添付してください。

※ 着ぐるみの貸出を希望される場合は別途貸出申込書を御提出ください。

宮前区PRキャラクター利用承認（不承認）通知書

令和 年 月 日

(申請者)

様

宮前区長 ○○ ○○ 印

令和 年 月 日付けで申請のありました宮前区PRキャラクター利用の承認について次のとおり通知します。

事業等の名称	
事業内容等	申請書に記載のとおり
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
承認しない理由	
利用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
支援内容	<input type="checkbox"/> 区PRキャラクター利用事業の名義使用を認めます。 <input type="checkbox"/> 『宮前兄妹』・『カッチャン』データの使用を認めます。 <input type="checkbox"/> 『宮前兄妹』・『カッチャン』着ぐるみの借用権を付与します。 <input type="checkbox"/> 事業の広報に協力します。
承認の条件	(1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出てください。 (2) この通知書により承認した後においても、虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合又は区長が取消しを必要と認める場合は、その承認を取り消すことがあります。 (3) 上記の場合において、申請者が損害を受けても一切賠償の責任を負いません。 (4) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等が一切その責任において処理してください。 (5) 事業終了後は、速やかに事業結果について報告してください。 (6) キャラクターデータの使用に当たってはガイドラインを守ってください。

宮前区PRキャラクター利用報告書

令和 年 月 日

(あて先) 宮前区長 あて

(報告者) 住 所

団 体 等 名

代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付けで承認を受けて実施した事業が終了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業等の名称	
実施期日・期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
事業実施場所	
実施内容	
参加者数	人
他の共催・後援者	
担当者連絡先	住 所 氏 名 電話番号 Eメール
団体等ホームページURL	

※ 事業のチラシ等広報物、写真等の記録があれば添付ください。